

個人住民税（市・県民税）

特別徴収事務の手引き

この手引きは、初めて特別徴収を実施する事業所の皆さんに事務手続き手順についてご理解いただくために、また、すでに特別徴収を実施している事業所の皆さんにも事務手続き手順を確認いただくために作成したものです。
ご不明な点がございましたら、お気軽に萩市までご連絡ください。



萩市 課税課 市民税係

目次

個人住民税の特別徴収とは？	1
1 個人住民税（市・県民税）とは？	1
2 特別徴収（給与天引き）と普通徴収（個人払い）の違い	1
特別徴収事務の流れ	2
1 給与支払報告書の提出（1月末まで）	3
2 給与支払報告書の提出後に異動があった場合	5
3 個人住民税の特別徴収税額の通知（5月中旬）	6
4 給与天引きと納入（天引き：6月～翌年5月 納入：7月～翌年6月）	7
5 年の途中での従業員の退職や入社などの異動（随時）	7
6 異動や税額の変更（随時）	8
7 退職所得に対する個人市・県民税について	9
異動の届出について	10
1 退職や休職などにより天引きができなくなる場合	10
2 転勤（転職）があった場合	13
3 新規採用等により天引きする従業員を追加する場合	14
4 事業所の所在地が変更した場合など	15
その他	16
1 納期の特例	16
2 電子申告について	16
3 給与所得以外の所得に係る個人住民税の天引きについて	17
4 公的年金からの天引きについて	17
Q&A（よくある質問とその回答）	18
1 手間が増えるので特別徴収は行いたくないのですが・・	18
2 従業員はパートやアルバイトであっても、特別徴収しなければならないのでしょうか？	18
3 住民税は、源泉徴収（所得）税と同様に事業所が計算しないとイケないのですか？	18
4 「特別徴収」のメリットは何ですか？	18
5 届出書の用紙が欲しい	18
6 税額が変更になったが、既に天引き・納入している。還付はどうすればよい？	19
7 誤って納入しすぎてしまった（過納）	19
8 誤って少ない金額で納入してしまった。来月の分に加算して調整できる？	19
9 年度途中で給与天引きに切り替えると、税金が二重取りされない？	19
10 個人住民税が非課税の従業員の退職等があった場合はどうしたら良いか？	20
11 退職した人の残りの天引き分は普通徴収（個人払い）に切り替えでいい？	21
12 前年中に他市町村に転居した方が、給与支払報告書の提出後から5月31日までに退職等をした場合、どうしたら良いか？	22
13 個人住民税が非課税になるのはどのような場合ですか？	23
14 天引きしている従業員に普通徴収（個人払い）の納付書が届いた。なぜ納付書が届いたのですか？	24

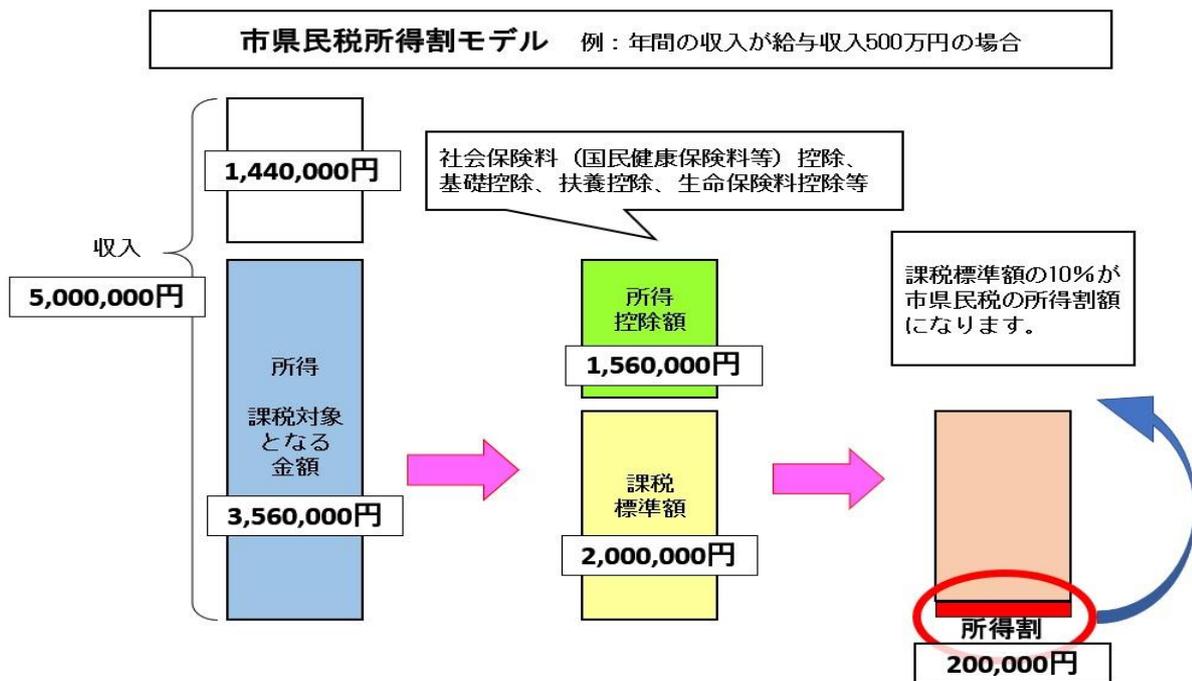
個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税（個人市町民税と個人県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主の方が毎月従業員の方々に支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、これをまとめて市町村に納入する制度です。

所得税を源泉徴収している事業主の方は、地方税法及び市町村の条例により、個人住民税を特別徴収することが義務づけられています（地方税法第321条の3、同条の4）ので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 個人住民税（市・県民税）とは？

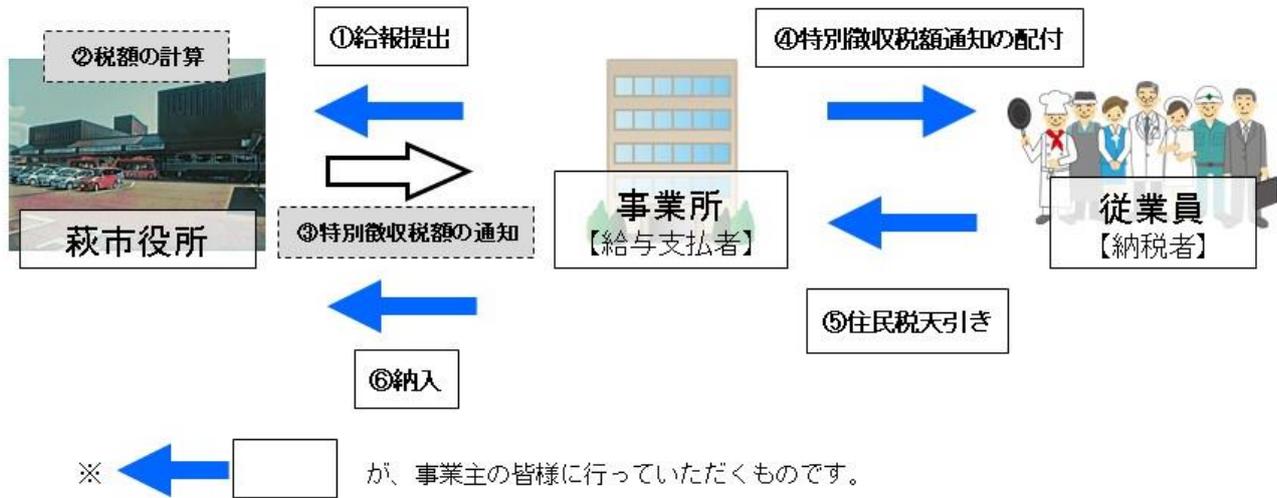
個人住民税（市・県民税）は、給与や農業、不動産、株の譲渡などの所得（経費を差し引いた分）から、扶養や保険料などの各種控除を差し引いた金額に税率（市6% 県4% 計10%）をかけた分の「所得割」と、収入の多少にかかわらず均等に課税する「均等割」（市民税3,500円 県民税2,000円 計5,500円）の合計額のことです。



2 特別徴収（給与天引き）と普通徴収（個人払い）の違い

	特別徴収（給与天引き）	普通徴収（個人払い）
税額を計算する人	市町村	
納税の義務がある人	個人（従業員）	
実際に納めに来る人	事業主	個人（従業員）
納める回数	年12回	年4回

特別徴収事務の流れ



（萩市役所の業務）

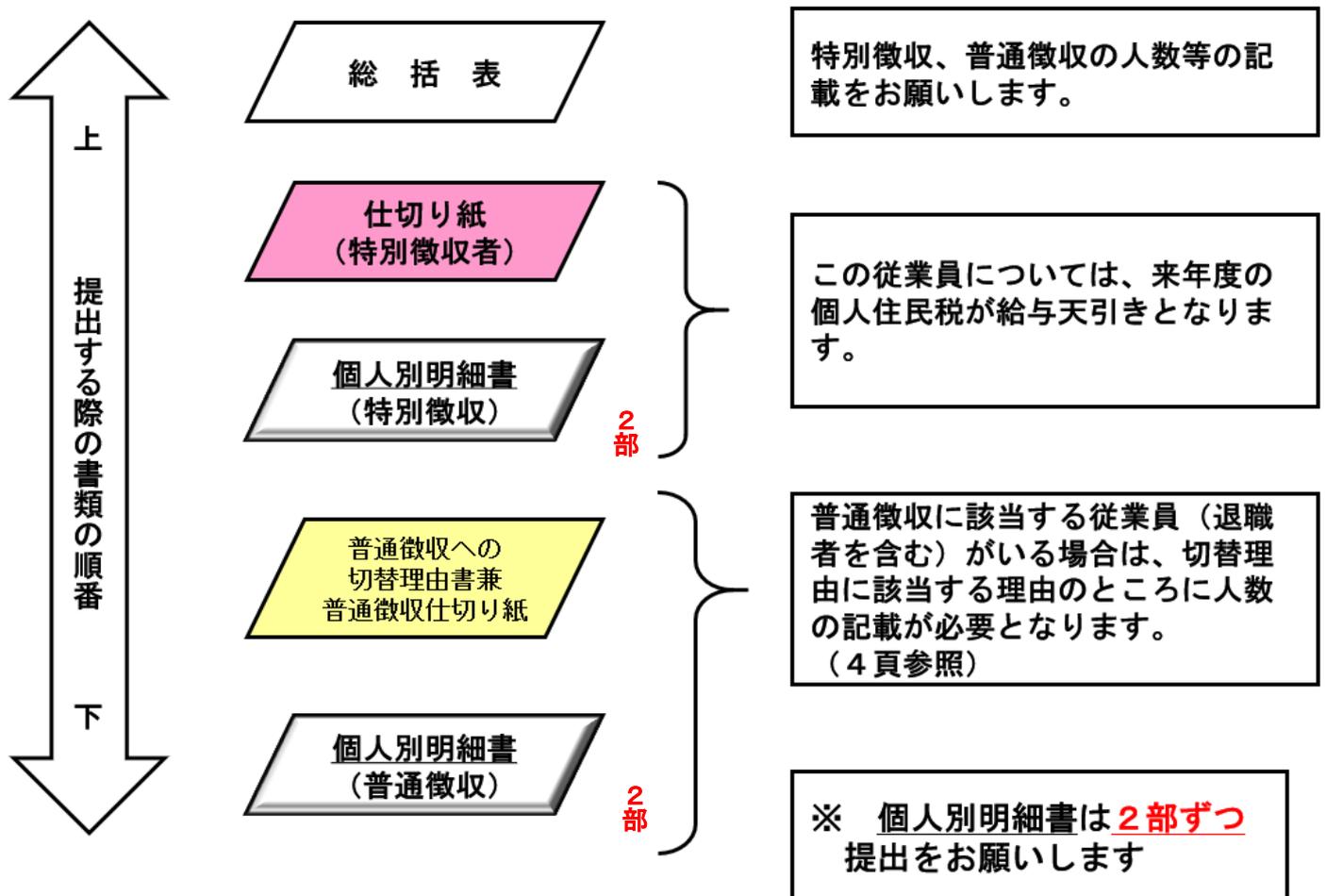
流れ	事務の内容	時期
①	給与支払報告書（給報）の提出（詳細は3頁） 事業主の方は、1月1日現在に萩市にお住まいの従業員の方の分について萩市へ給与支払報告書を提出してください。	1月末までに
②	萩市で翌年度の個人住民税額を計算 各市町村で、事業主から提出された給与支払報告書や従業員の方からの確定申告書・住民税申告書などを基に、翌年度の住民税を計算します。	3月～4月
③	納税通知・納入書を事業主へ郵送（詳細は6頁） 5月中旬に、萩市から従業員全員の毎月の納入合計額を記載した「税額通知・納入書」を事業主の方へ送付します。	5月中旬
④	事業主の方から従業員の方へ税額通知の配付 事業主の方は、従業員の方に税額通知（個人用）を渡していただきます。	5月31日までに
⑤	給与から個人住民税を天引き 事業主の方は、税額通知（事業主用）を基に、毎月従業員の方に支払う給与から個人住民税を天引き、税額差し引き後の給与を従業員の方々に支給します。	6月～翌年5月（毎月）
⑥	個人住民税の納入（詳細は7頁） 給与から天引きした個人住民税は、翌月10日までに金融機関等で納入していただきます。	給与天引きした月の翌月10日までに（毎月）

※ 表中の番号は上の図中の番号に対応しています。

1 給与支払報告書の提出（1月末まで）

各従業員が1月1日時点で居住している各市町村に給与支払報告書を毎年1月末まで（1月31日が土日の場合は翌月曜日まで）に提出してください。

給与支払報告書により、市町村が次年度の個人住民税を計算し、同時に天引きの対象となる従業員を決定します。提出後に異動がない限り、個人別明細書を「特別徴収」として提出していただいた方の分は、6月から次年度分の個人住民税を天引きしていただきます。



給与支払報告書は、個人住民税だけでなく、介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定にも必要です。また、学校の授業料の免除や扶養申請など各種手続きに添付する証明書の発行にも必要な資料です。アルバイトの方や、少額の支払いでもご提出いただきますようご協力をお願いします。

○普通徴収切替理由書

令和元（平成31）年度以降 = **原則、給与天引き**

ただし、令和元年分以降の給与支払報告書の提出のときに・・・

- 普通徴収切替理由書の切替理由に該当する従業員がいる場合
普通徴収切替理由書兼普通徴収仕切り紙に必要事項を記入し提出する。

これにより、普通徴収切替理由に該当する従業員は、普通徴収（個人払い）が例外的に認められます（5頁参照）。

普通徴収への切替理由書 兼 普通徴収仕切り紙

普通徴収への切替理由書 兼 普通徴収仕切り紙

市町村名	萩市	指定番号	8000000
事業者名	株式会社 □□□□		

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

略号	切替理由（次の6項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者（令和2年中） 退職予定者（令和3年1月から5月末日まで）	人
b	給与の支払期間が不定期である者 （例：給与の支払が毎月ではない。）	1 人
c	毎月の特別徴収すべき税額が給与支払額を超える見込の者	1 人
d	他の事業所で特別徴収として扱う乙種該当者	1 人
e	専従者給与が支給されている者（個人事業主のみ対象）	人
f	受給総人員（上記a～eの該当者を除いた合計）が2名以下の事業所	人
普通徴収予定合計人数		3 人

※切替理由書の提出がない場合、またはa～fに該当する理由がない場合は、原則として特別徴収の対象となります。

～ 重 要 ～

◎普通徴収予定の場合は、給与支払報告書（個人明細書）の摘要欄に必ず略号（a～f）を記入してください。

ただし、給与支払報告書（個人明細書）の「退職」または「乙種」に○印の記載があれば省略可能です。それ以外で何も記入がない場合、特別徴収での取り扱いとなりますので、ご了承ください。

◎e.L.T.A.Xで提出される場合は、必ず普通徴収欄にチェックを入れ、摘要欄に略号を記入するか、本書面を提出してください。

◎普通徴収となる従業員には、納付に便利な口座振替をお勧めいたしますようお願いいたします。

合計人数が、総括表の普通徴収対象者（退職者）と普通徴収対象者（退職者を除く）の合計人数と合致するように注意してください。

<普通徴収（個人払い）が認められる条件>

- a：すでに退職している又は5月31日までに退職する予定
・・・休職者（予定を含む。）や死亡された方も含みます。
- b：給与の支払が不定期
・・・臨時雇用などで、給与の支払が毎月でない方
- c：給与が少なく税額が引けない。
- d：他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
・・・兼業している人で、兼業のお給料から天引きされている場合
- e：専従者給与が支給されている者（個人事業主のみ対象）
- f：受給総人員（上記a～eの該当者を除いた合計）が2名以下の事業所
<注意> fに該当する場合であっても、原則は特別徴収です。普通徴収への切替理由書兼普通徴収仕切り紙の提出により普通徴収に切替できることにご留意願います。なお、従業員の福利厚生のためにも特別徴収へのご協力をお願いします。

2 給与支払報告書の提出後に異動があった場合

給与支払報告書の提出後に、退職や転勤等の異動により、6月以降の天引きができなくなる方がいる場合には、異動届出書を提出してください。10頁の「異動の届出について」を参照してください。

3 個人住民税の特別徴収税額の通知（5月中旬）

各市町村から特別徴収税額の通知が届きます。漏れや誤り等がないかを確認してください。また、税額決定通知書（従業員用）と特別徴収のしおり、納入書も同封しています。税額決定通知書（従業員用）は各従業員に渡してください。

個人住民税の特別徴収税額通知書（事業所用）

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

758-0041
山口県萩市大字江向
〇〇〇番地
株式会社 □□□□ 様

特別徴収税額		142700		課税人員		2		非課税人員		0	
6月分	2	12900	12月分	2	11800						
7月分	2	11800	1月分	2	11800						
8月分	2	11800	2月分	2	11800						
9月分	2	11800	3月分	2	11800						
10月分	2	11800	4月分	2	11800						
11月分	2	11800	5月分	2	11800						

山口県萩市長 〇〇

指定番号	個人番号	市町村コード	交納者番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
8000000	1	352047	〇〇〇〇〇	105700	8900	8800	8800	8800	8800	8800	8800	8800	8800	8800	8800	8800
山口県萩市大字江向〇〇〇番地				萩市 太郎												
8000000	2	352047	△△△△△	37000	4000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000
山口県萩市大字椿東〇〇〇番地〇〇				萩市 花子												

株式会社 □□□□

各従業員の天引き額
(総額と月額)

〇〇〇〇	特別徴収税額	105700	6月分	8900	10月分	8800	2月分	8800	(摘要)
氏名	個人番号		7月分	8800	11月分	8800	3月分	8800	
萩市 太郎			8月分	8800	12月分	8800	4月分	8800	
			9月分	8800	1月分	8800	5月分	8800	
			変更月	月					

△△△△	特別徴収税額	37000	6月分	4000	10月分	3000	2月分	3000	(摘要)
氏名	個人番号		7月分	3000	11月分	3000	3月分	3000	
萩市 花子			8月分	3000	12月分	3000	4月分	3000	
			9月分	3000	1月分	3000	5月分	3000	
			変更月	月					

各月の天引き額の総額
(翌月の10日までに
納入いただく額)

特別徴収税額		142700		課税人員		2		非課税人員		0	
月 割 額	人数	税額	人数	税額							
	6月分	2	12900	12月分	2	11800					
	7月分	2	11800	1月分	2	11800					
	8月分	2	11800	2月分	2	11800					
	9月分	2	11800	3月分	2	11800					
	10月分	2	11800	4月分	2	11800					
	11月分	2	11800	5月分	2	11800					
(備考)											

4 給与天引きと納入（天引き：6月～翌年5月 納入：7月～翌年6月）

6頁の通知書にある税額分を給与から天引きし、翌月の10日までに納入してください。
 10日が休日の場合は、翌営業日が期限となります。
 一定の条件を満たす事業所は、納入を年2回にする納期の特例を受けることができます。
 詳細は16頁「納期の特例」を参照してください。

納入書

山口県 萩市 個人市民税 個人県民税 領収証書		山口県 萩市 個人市民税 個人県民税 納入書		山口県 萩市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書	
市区町村コード 3 5 2 0 4 7	口座番号 01540-7-960059	加入者名 萩市会計管理者	市区町村コード 3 5 2 0 4 7	口座番号 01540-7-960059	加入者名 萩市会計管理者
令和〇年 6月分	指定番号 800000	納入金額 12,900	令和〇年 6月分	指定番号 800000	納入金額 12,900
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なるときは、納入金額(1)の額を基礎として、納入金額(2)の額に記入してください。	給付分 (1) (2)	納入金 延滞金	納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なるときは、納入金額(1)の額を基礎として、納入金額(2)の額に記入してください。	給付分 (1) (2)	納入金 延滞金
納期限 令和〇年 7月10日	督促手数料	合計額	納期限 令和〇年 7月10日	督促手数料	合計額
(所引徴収票番号) 住所 〒758-0041 又は 山口県萩市大字江向 〇〇〇番地 氏名 又は 株式会社 〇〇〇〇 様			(所引徴収票番号) 住所 〒758-0041 又は 山口県萩市大字江向 〇〇〇番地 氏名 又は 株式会社 〇〇〇〇 様		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)		

※金額や住所等を印字したものを送付しています。
 金額に変更がない場合には、そのまま使用して納入してください。
 金額に修正がある場合には、8頁「異動や税額の変更」を参照してください。

<納入場所>

萩市役所、各総合事務所、支所及び出張所 ・ 山口銀行 ・ 萩山口信用庫 ・
 西京銀行 ・ もみじ銀行 ・ 山口県農業協同組合 ・ 山口県漁業協同組合 ・
 中国労働金庫 ・ 信用組合広島商銀 ・ 西中国信用金庫 ・ 北九州銀行 ・
 中国5県内のゆうちょ銀行及び郵便局

- ※ 上記以外の金融機関では、手数料が掛かる場合があります。
- ※ 郵便局で納入される場合は、初回納入時に「市民税・県民税特別徴収のしおり」にある「指定通知書」に必要事項を記入し、郵便局へ提出してください。
- ※ 令和元年10月より、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができる「地方税共通納税システム」が始まりました。利用開始のための手続きや使用方法については16頁の地方税共同機構へお問い合わせください。

5 年の途中での従業員の退職や入社などの異動（随時）

年の途中で従業員が退職や休職をした場合、逆に入社した場合には、その従業員が居住する市町村に異動の届出をしてください。
 詳細は10頁「異動の届出について」を参照してください。

6 異動や税額の変更（随時）

退職等の異動の届出を提出していただいた場合、所得や各種控除の変更、修正等があった場合には、市町村で税額を再度計算し、通知します。

納入の際には、変更後の納入額を記載してください。

税額変更通知書

特別徴収税額	79100	6月分	8900	10月分	8800	2月分	5000
		7月分	8800	11月分	5000	3月分	5000
		8月分	8800	12月分	5000	4月分	5000
		9月分	8800	1月分	5000	5月分	5000
氏名	萩市 太郎	変更月	11月				

特別徴収税額	13000	6月分	4000	10月分	0	2月分	0
		7月分	3000	11月分	0	3月分	0
		8月分	3000	12月分	0	4月分	0
		9月分	3000	1月分	0	5月分	0
氏名	萩市 花子	変更月	10月				

特別徴収税額	変更後総額	6月分	10月分	2月分	(摘要) 異動日と変更理由
		7月分	変更後の各月市県民税引き額	4月分	
		8月分		5月分	
		9月分			
		変更月			

特別徴収税額	92100	課税人員	非課税人員
人数	2	人数	
6月分	12900	12月分	5000
7月分	11800	1月分	5000
8月分	11800	2月分	5000
9月分	11800	3月分	5000
10月分	8800	4月分	5000
11月分	5000	5月分	5000

この月から変更

変更前の金額を横線で消す

納入金額（2）の該当する欄に手書きで記入

山口県 萩市 個人市民税 領収証書	山口県 萩市 個人市民税 納入書	山口県 萩市 個人市民税 納入済通知書
市区町村コード 059 加入者名 森本 太郎	市区町村コード 352047 加入者名 森本 太郎	市区町村コード 352047 加入者名 森本 太郎
納入金額 11,800	納入金額 800,000	納入金額 800,000
特別徴収 8,800	特別徴収 8,800	特別徴収 8,800
納期 令和0年11月10日	納期 令和0年11月10日	納期 令和0年11月10日
合計 8,800	合計 8,800	合計 8,800

7 退職所得に対する個人市・県民税について

退職所得に対する個人市民税・県民税については、所得税と同様、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に給与支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引き、市民税と県民税をあわせて市区町村に納入することとなります。

納入書の裏面に必要事項を記載し、表の税額を訂正・追記して納入をお願いします。

$$\text{退職所得} = (\text{退職金} - \text{「退職所得控除額」}) \div 2 \quad (1,000\text{円未満切捨})$$

<退職所得控除額>

勤続年数	控除される金額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
21年以上	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

※ 障がい者になったことにより退職した場合は100万円を加算します。

※ 退職所得の6%が市民税額、4%が県民税額となります。(税額は100円未満切捨)

○計算例

退職手当 16,324,128円、勤続年数 28年の場合

退職所得控除額

$$= 70\text{万円} \times (28 - 20) + 800\text{万円}$$

$$= \underline{1,360\text{万円}}$$

$$\text{退職所得} = (16,324,128 - 13,600,000) \div 2$$

$$= \underline{1,362,000\text{円}} \quad (1,000\text{円未満切捨})$$

$$\text{市民税額} = 1,362,000\text{円} \times 0.06 = \underline{81,700\text{円}}$$

$$\text{県民税額} = 1,362,000\text{円} \times 0.04 = \underline{54,400\text{円}}$$

(100円未満切捨)

納入書裏面

納税義務者住所		退職手当等	勤続	市民税額(円)
令和〇年10月10日提出	納税義務者氏名	支払金額(円)	年数	県民税額(円)
令和〇年9月分	萩市大江〇〇〇番地 萩市 太郎	16,324,128	28	81,700 54,400
人員 1 人				

退職手当等支払金額	市民税	県民税
16,324,128	81,700	54,400

特別徴収税額

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)

住所又は 〒758-0041
所在地 山口県萩市大江向
〇〇〇番地

氏名又は
名称 株式会社 〇〇〇〇

法人番号又は個人番号

退職手当額、勤続年数等
必要事項を記載

市区町村コード	口座番号	加入者名
852047	01540-7-960059	萩市会計管理者
令和〇年9月分	8000000	納入金額(円)
		11,800
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なるときは、納入金額(1)の額を補正して納税し、納入金額(1)の額に記入してください。	納税所得分	1,361,000
納税額	令和〇年10月10日	1,479,000

(特別徴収義務者)
住所 〒758-0041
所在地 山口県萩市大江向
〇〇〇番地
氏名 株式会社 〇〇〇〇

市区町村コード	口座番号	加入者名
852047	01540-7-960059	萩市会計管理者
令和〇年9月分	8000000	納入金額(円)
		11,800
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なるときは、納入金額(1)の額を補正して納税し、納入金額(1)の額に記入してください。	納税所得分	1,361,000
納税額	令和〇年10月10日	1,479,000

(特別徴収義務者)
住所 〒758-0041
所在地 山口県萩市大江向
〇〇〇番地
氏名 株式会社 〇〇〇〇

市区町村コード	口座番号	加入者名
852047	01540-7-960059	萩市会計管理者
令和〇年9月分	800600008000000000000000	納入金額(円)
		11,800
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なるときは、納入金額(1)の額を補正して納税し、納入金額(1)の額に記入してください。	納税所得分	1,361,000
納税額	令和〇年10月10日	1,479,000

(特別徴収義務者)
住所 〒758-0041
所在地 山口県萩市大江向
〇〇〇番地
氏名 株式会社 〇〇〇〇

8頁の訂正方法を参考に、退職所得分
を追記して合計額等を記載

異動の届出について

各種異動届の様式については、萩市から送付した「特別徴収のしおり」内にある様式を使用いただくか萩市ホームページ内にある様式をダウンロードしてご利用ください。

萩市ホームページ「特別徴収義務者届出書（異動届、給報総括票等）」

<http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/29/1962.html>

1 退職や休職などにより天引きができなくなる場合

その従業員が1月1日時点で居住していた市町村に「給与所得者異動届出書」を提出してください。

次のとおり、異動の時期によって扱いが異なりますので注意してください。

● 6/1～12/31までに退職等をした場合

⇒ 普通徴収（個人払い）又は一括徴収（まとめて天引き）に切替え

天引きできなくなる残りの分は、市町村から本人に納付書を送付し、本人に納付していただくこととなります。

しかし、これまではお給料から天引きされており、自分で納付する習慣がないために納付を忘れてしまう方もいます（21頁参照）。

可能な限り、一括徴収（まとめて天引き）にご協力ください。

● 1/1～5/31までに退職等をした場合

⇒ 一括徴収（まとめて天引き）

天引きできなくなる残りの分を最後のお給料からまとめて天引きしてください。ただし、給与額が少なく、一括徴収できない場合には普通徴収（個人払い）に切り替えられます。

● 死亡した場合 ⇒ 普通徴収（個人払い）に切替え

死亡後の残りの分は、市町村から納付書を送付し、相続人の方に納付していただきます。

一括徴収する必要はありません。

普通徴収（個人払い）への切替えの届出が遅れると、その分、個人で納める回数（期別）が減ってしまう場合があります。

また、提出がないままですと、その方の分が未納になってしまい、事業所に督促状等が送付されてしまいます。提出漏れや遅延のないようお願いいたします。

●普通徴収（個人払い）に切り替える場合

異動する従業員の氏名等を記入

事業所の名称や担当者の連絡先等を記入

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収
○ 異動（退職・転勤・休職等の）日の翌月10日までに提出をお願いします。

※萩市処理欄

萩市長 まで	給与支払者	氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇	特別徴収義務者 指定番号 8000000
令和〇年10月1日提出	特別徴収者	所在地 萩市江向〇〇〇番地	担当者名 〇〇〇〇
			連絡先電話番号 0838-00-0000

フリガナ	ハシジ	ハナゴ	整理番号 (受給者番号)	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動 の事由	未徴収 税額の 徴収方法	退職時 までの給与 支払額
氏名	萩市	花子	2	円 37,000	円 13,000	円 24,000	RO年 9月 30日	①退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収 継続 2.一括徴収 ③普通徴収 (本人が納付)	円 1,215,000 控除社会 保険料額 円 200,000

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)も、一括徴収する場合は、次の欄に記載して下さい。

年税額を記入

普通徴収（個人払い）の金額

△△△△	特別徴収 税額	37000	6月分	4000	7月分	3000	8月分	3000	9月分	3000
氏名	個人番号		変更月							
萩市 花子										

天引きした月とその金額

※金額等は特別徴収税額通知書（事業所用）を参考に記載してください。

上記記載例やしおりを参考に届出書をご記入の上、提出してください。

提出していただいた後、税額変更通知書を送付いたします。内容等を確認してください（8頁参照）。

また、「(ウ) 未徴収税額」の金額（天引きできない分）は、後日、異動等された従業員の方宛に納付書を送付し、従業員の方に納付していただきます。

天引きできなかった分は、自分で納めるということを従業員に伝えてください。
納付書が自宅に届いても「会社で処理しているから」と納付しないままとなるケースがあります。ご協力をお願いいたします。

●一括徴収（まとめて天引き）する場合

11頁を参考に記入

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

○ 異動(退職・転勤・休職等の)日の翌月10日までに提出をお願いします。

萩市長あて 令和〇年9月12日提出		給与支払者 特別徴収者	氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇	所在地 〒萩市江向〇〇〇番地	特別徴収義務者 指定番号 8000000	担当者名 〇〇〇〇	連絡先電話番号 0838-00-0000	
給与所得者 フリガナ ハギシ ハナコ	整理番号 (受給者番号) 2	特別徴収税額(年税額) 円 37,000	(イ) 徴収済額 円 13,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 24,000	異動 年月日 R〇年9月30日	異動の事由 ①退職 ②転勤 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	未徴収税額の徴収方法 ①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収 (徴収は本人が納付)	退職時までの給与支払額 円 1,215,000 控除社会保険料額 円 200,000
氏名 萩市 花子	生年月日 昭和60年11月12日	給与の支払を受けなくなった後の住所 萩市椿東〇〇〇番地〇〇						

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載して下さい。

第十八号様式

一括徴収する金額（金額が一致すること）		備考	※萩市記入欄
徴収した (月 日申出) 2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	月 日 9月25日	徴収した金額 (ウ)と同額) 円 24,000	(注) 納税義務者が1月1日から4月30日までの間において、給与の支払を受けなくなった場合には、月割額の残額について、その金額を本人の申出がなくとも一括徴収して下さい。
異動者印 萩市		税額は 9 月分 (納期限10月10日) で納入します。	

◎ 転勤の場合は、新しい勤務先を次の欄に記載してください。

一括徴収する金額を何月分と一緒に納入するか記載

上記記載例やしおりを参考に届出書をご記入の上、提出してください。
提出していただいた後、税額変更通知書を送付いたします。内容等を確認してください（8頁参照）。

※ 一括徴収（まとめて天引き）することにより、いつもより多く住民税が天引きされる旨を、従業員の方に伝えていただくようご協力をお願いします。

2 転勤（転職）があった場合

例：10月以降は転勤（転職）先の事業所から天引きする場合

11頁を参考に記入

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

○ 異動（退職・転勤・休職等の）日の翌月10日までに提出をお願いします。

萩市長 へ		給与支払者 特別徴収者	氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇	特別徴収義務者 指定番号 8000000	※萩市 処理欄
令和〇年10月1日提出	所在地 〒758-0041 萩市江向〇〇〇番地	担当 〇〇〇〇	連絡先電話番号 0838-00-0000		
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
フリガナ ハギシ ハナコ	整理番号 (受給者番号) 2	円 37,000	円 69月分から 13,000	円 24,000	RO年9月30日
氏名 萩市 花子	生年月日 昭和60年11月12日			異動の事由 1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	未徴収税額の徴収方法 ①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収(徴収は本人が納付)
給与の支払を受けなくなった後の住所 萩市椿東〇〇〇番地〇〇				退職時までの給与支払額 円 1,215,000 控除社会保険料額 円 200,000	

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載して下さい。

一括徴収の理由	徴収予定		備考
1. 異動が12月31日までで、申出があったため(月日申出) 2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	新しい勤務先に確認の上、記入 記入欄 で納入します。
		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	
異動者印		円	

◎ 転勤の場合は、新しい勤務先を次の欄に記載してください。

月割額 <u>3,000</u> 円 を <u>10</u> 月分から徴収 するよう連絡済です。	給与支払者 特別徴収義務者	所在地 〒758-0025 萩市土原〇〇〇番地 △△△△ 株式会社〇〇〇〇	特別徴収義務者 指定番号 8100000	※不明の場合は記載不要
		(フリガナ) 名称	法人番号	
			電話番号 (0838) 00 - 0000	

裏面をご覧ください。

※ 転勤先で天引きができるか不明の場合は、「退職」として提出してください。

※ 事業所内での異動による転勤（特別徴収義務者に変更がないもの）については、届出の必要はありません。

3 新規採用等により天引きする従業員を追加する場合

「特別徴収への切替届出書」に普通徴収（個人払い）で納付済みの期別や給与天引きを開始する月等を記入し提出してください。

提出の際に、天引きに切り替える期別分の納付書を添付してください（二重納付を防止するためです。）。

なお、普通徴収の納期が過ぎた分は天引き対象にできません。

天引きに切り替えられる普通徴収の期別	提出期限
第1期～4期	6月末日まで
第2期～4期	8月末日まで
第3期～4期	10月末日まで
第4期	1月末日まで

例：8月から天引きをする場合（普通徴収の第1期分は納付済み）

事業所の名称、担当者連絡先等を記入				新規の場合○をつけて下さい	
令和〇年 7月30日	給与支払者	所在地 〒758-0025 萩市平安古町〇〇〇番地	特別徴収義務者 指 定 番 号	8000000	新規
萩市長 あて	名 称	株式会社●●●●	係	総務係	
	代表者の 職 氏 名 印	代表取締役社長 萩市一郎 ㊞	連絡先 氏 名	〇〇〇〇	
			電 話	0838-00-0000	
給与 所得者	フリガナ	ハギシ ハルコ	普通徴収	1	期分(納期限〇年6月30日 まで納付済みです)
	氏 名	萩市 春子 (旧姓)	特別徴収	8	月分(納期限〇年9月10日 から特別徴収します。 提出月の翌月以降で記入)
	生 年 月 日	昭和・平成 45年4月1日			
	1月1日の住所	萩市平安古町〇〇〇番地			
	現 住 所	萩市平安古町〇〇〇番地			
※ 下	従業員の氏名、何月分からの 給料から天引きするか等を記入		同封し	備 考	※ 萩市記入欄
※ 異動日の翌月10日までに提出をお願いします。		普通徴収の納期限は、 1期→6月末 2期→8月末 3期→10月末 4期→1月末となります。		特別徴収の納期限は翌月の10日 です。10日が土日祝日の場合は10日 以降の平日が納期限となります。	

4 事業所の所在地が変更した場合など

事業所の名称や所在地、送付先などが変更した場合には、変更届出書を提出してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出して下さい。

令和○年10月10日 萩市長あて	給 与 支 払 者	所在地	〒758-0000 萩市大字山田△△△番地	特別徴収義務者指定番号	8000000	
	（特別徴収義務者）	名称	株式会社 ◎◎◎◎	連絡者の氏名及び並びにその電話番号	係	総務係
		法人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○		氏名	萩市史郎
		代表者の氏名	代表取締役社長 萩市一郎		電話	(0838) 25 - XXXX番

事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ	ハギシオオアザビヤコマチ	ハギシオオアザヤマダ
所在地	〒 758 - 0000 萩市大字平安古町○○○番地	〒 758 - 0000 萩市大字山田△△△番地
フリガナ	●●●●	◎◎◎◎
名称	株式会社 ●●●●	株式会社 ◎◎◎◎
電話	(0838) 25 - AAAA 番	(0838) 25 - XXXX 番
備考	・変更年月日 令和 ○ 年 10 月 1 日 ・変更事由 社名変更、事務所移転のため	

ご注意 ○所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけて下さい。

その他

1 納期の特例

以下の①～③の全ての条件を満たす事業主で、申請が承認された場合には、年2回に分けて納めることができます。

申請を希望される場合は、課税課までご連絡ください。

【条件】

- ①他市町村を含む全従業員が常時10人未満
- ②過去1年間に、納期の特例の申請が取消されていない
- ③市税の滞納等がない

6月分～11月分を12月10日までに、12月分～翌年5月分を6月10日までに納めていただきます。

※ 天引きは毎月お願いします。

通常

天引き	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
納入月	7/10	8/10	9/10	10/10	11/10	12/10	1/10	2/10	3/10	4/10	5/10	6/10



特例

天引き	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
納入月	12/10						6/10					

2 電子申告について

給与支払報告書や各種異動の届出書等を電子申告で行えます。

詳しくは下記にお問い合わせください。

<問合せ先>

地方税共同機構

ホームページ：<https://www.lta.go.jp/>

電話：0570-081459（全国一律通話料）

03-5521-0019（上記の電話番号でつながらない場合）

（受付時間は9：00～17：00 土日祝・年末年始を除く）



3 給与所得以外の所得に係る個人住民税の天引きについて

法律上、特別徴収は、その従業員のすべての所得から計算した個人住民税を給与から天引きしていただくこととなります。そのため、給与所得以外の所得も含めて計算した税額を天引きしていただくこととなります。

ただし、確定申告（※1）又は住民税申告をすることによって、給与所得（※2）以外の所得に係る個人住民税分は、普通徴収（個人払い）にすることができます。

確定申告又は住民税申告の際に、「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」で「自分で納付」を選択した場合には、給与以外の所得（農業や不動産、株など）の分の住民税は普通徴収（個人払い）にすることができます。事業主が選択することはできません。

確定申告書 A 第2表

○ 住民税に関する事項

	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
16歳未満の扶養親族			平 . .	
	個人番号			
扶養親族			平 . .	
	個人番号			
給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付

どちらかを選択して記入

※1 税務署での確定申告は、所得税額に変更がない場合は受け付けされません。給与・公的年金等に係る所得以外の所得分の個人住民税を普通徴収にするだけの場合は、市役所で住民税申告をしてください。

※2 複数の事業所からの給与は、特別徴収（天引き）と普通徴収（個人払い）に分割することはできません。

4 公的年金からの天引きについて

65歳以上の方で、公的年金（厚生年金や国民年金など）を受け取っている場合には、公的年金に係る個人住民税は、原則として年金からの天引きとなり、65歳以上となる年から自動で切り替わります。

ただし、切替えの事務処理の都合又は年金天引きの該当にならない場合には公的年金分の個人住民税は普通徴収（個人払い）になります。

Q & A (よくある質問とその回答)

1 手間が増えるので特別徴収は行いたくないのですが・・・

事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収にご理解とご協力をお願いします。

2 従業員はパートやアルバイトだけであっても、特別徴収しなければならないのでしょうか？

パートやアルバイトであっても、給与の支払いを受けているのであれば、すべて「給与所得者」となります。パート・アルバイトの従業員でも所得税の源泉徴収が行われていれば、原則として特別徴収の対象となります。ただし、給与が少なく税額が引けない場合や給与の支払いが不定期の場合は、普通徴収切替理由書を提出いただくことで普通徴収とすることができます。詳しくは4頁を参照してください。

3 住民税は、源泉徴収(所得)税と同様に事業所が計算しないといけないのですか？

いいえ。萩市において住民税額の計算をして通知しますので、事業所で計算する必要はありません。また、所得税のように年末調整をする手間もありません。

4 「特別徴収」のメリットは何ですか？

従業員の方は、住民税の納め忘れがなくなり、納税のために金融機関や自治体などの納付場所へ出向く必要もなくなります。また、普通徴収(個人納付)では年4回払いですが、特別徴収では12ヶ月に分割して毎月の給与から差し引かれますので、納税者の1回あたりの負担が少なくなります。

5 届出書の用紙が欲しい

各種届出書の用紙は、各市町村から配付されています。萩市の場合、「特別徴収のしおり」に用紙がありますが、ホームページからダウンロードすることもできます。

①YAHOO!、Google等の検索エンジンから以下のように入力して検索

萩市 特別徴収 様式 クリック

②「特別徴収義務者報告書－萩市ホームページ」をクリック

※ 届出書の様式は、市町村によって異なりますが、他市町村の様式で萩市へ提出していただいても構いません。

6 税額が変更になったが、既に天引き・納入している。還付はどうすればよい？

すでに天引き・納入していただいている分が減額された場合には、萩市からその従業員の方に還付します。事業主が還付する必要はありません。

ただし、事業主が特別徴収税額を滞納している場合には、その従業員の方に還付ができませんので、納期限までの納入をお願いいたします。

7 誤って納入しすぎてしまった（過納）

①又は②の方法がありますので、ご連絡ください。

① 次回の納入で調整する。

納入しすぎた分（過納分）を次回の納入の時に差し引いて納入し、過納分を充てることができますのでご連絡ください。

納入月	課税額	納入額	差額
8月	50,000円	80,000円	+30,000円
9月	50,000円	20,000円	-30,000円



充当

② 還付を受ける。

過納分を事業主に還付することができます。還付の旨と口座番号等をご連絡ください。

8 誤って少ない金額で納入してしまった。来月の分に加算して調整できる？

調整できますのでご連絡ください。連絡されないままだと、督促が届く場合もありますのでご注意ください。

9 年度途中で給与天引きに切り替えると、税金が二重取りされない？

二重取りすることはありません。特別徴収への切替届出書が提出された時点で、納期がまだ過ぎてなく、かつ、まだ納めていない分を天引きに切り替えます。

もし、その年度の住民税をすべて納めている（完納している）方の特別徴収への切替届出書が提出されても、「天引き額0円」の決定通知書を事業所に送付します。

なお、天引きに切り替えた期別を納付しないように納付書を回収していますので、ご協力ください（14頁参照）。

10 個人住民税が非課税の従業員の退職等があった場合はどうしたら良いか？

個人住民税が非課税（税額0円）で、天引きの対象となっている従業員が退職等の異動があった場合でも、異動の届出をしてください。

もし、収入や各種控除の変更により課税になった場合、事業所に変更の通知が届いてしまいます。

市県民税非課税であれば、天引きしていないし、納入額も変わらないから、何もしなくていいのかな？



税金がかかってなくても、退職や転勤などの異動があれば、必ず届け出てください！



1.1 退職した人の残りの天引き分は普通徴収（個人払い）に切り替えでいい？

6/1～12/31までの退職については、本人が一括徴収（まとめて天引き）を希望しない場合は普通徴収（個人払い）に切り替えることとなります。

ただし、10月以降に退職等をした場合は、普通徴収（個人払い）の残りの納期が第4期だけになり、残りの税額を1回で納めることとなるため、従業員にとっては一括徴収（まとめて天引き）と同じこととなります。

また、これまでは給料から天引きされており、自分で納付する習慣がないために納付を忘れてしまう方もいます。

そのため従業員の方のためにも、可能な限り、一括徴収にご協力ください。

なお、1/1～5/31までの退職については、原則、一括徴収（まとめて天引き）していただきますが、最後の給料が少なくて天引きしきれないなどの場合には、普通徴収（個人払い）に切り替えることが認められます。

例：10月末退職、11月分以降を普通徴収（個人払い）に切り替えの場合

天引月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
天引額	1万円											

↓

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日
税額	×	×	×	7万円

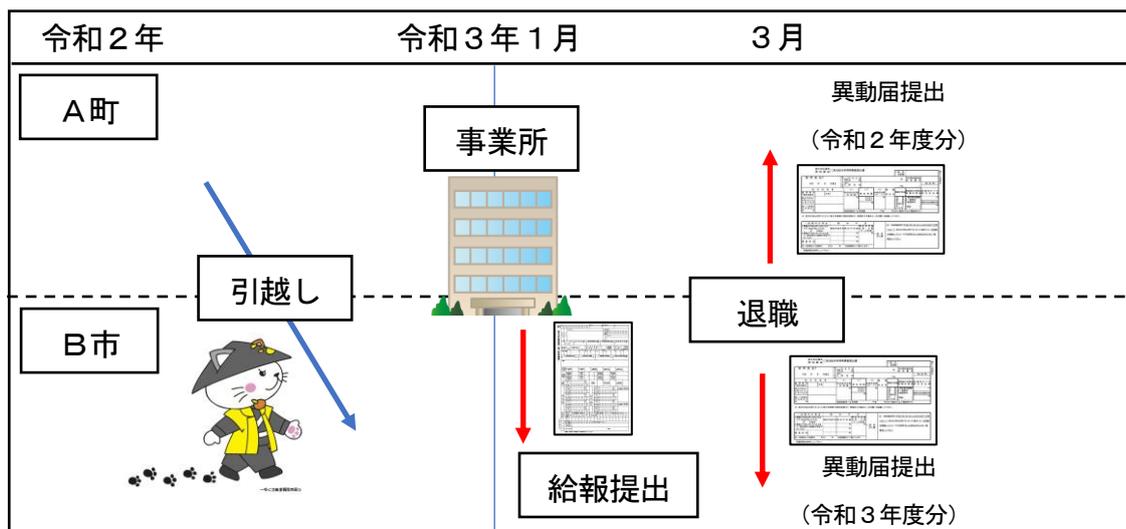
※ 納期限が過ぎている期別（例では第1～3期）には振り分けることはできません。



12 前年中に他市町村に転居した方が、給与支払報告書の提出後から5月31日までに退職等をした場合、どうしたら良いか？

前年中に他市町村に転居した方が、給与支払報告書の提出後から5月31日までに退職等をした場合には、転居前の市（町村）と転居先の市（町村）の両方に異動届を提出してください。

例えば、令和2年中にA町からB市に引っ越した人が、令和3年3月に退職した場合・・・



- ・ A町に令和2年度分として異動届出書を提出する。
A町では、令和2年度分を令和3年5月まで天引きすることになっていますので、退職した旨の異動届出書を提出してください（10頁～12頁参照）。
- ・ B市に令和3年度分として異動届出書を提出する。（※①）
B市では、1月末に提出された給与支払報告書をもとに、令和3年度の特別徴収税額決定通知書の発送の準備をしています。
異動届出書の提出がないと、令和3年度の税額決定通知書に退職した方も含まれてしまいます。（※②）

※① 1月末提出の給与支払報告書を「令和3年3月退職予定」として「普通徴収（個人払い）」で提出している場合には、給与天引きの対象から外していますのでB市への届出書の提出は不要です。

※② 5月に届いた税額決定通知書に退職した方が含まれている場合には、早急に異動届出書を提出してください（10頁～12頁参照）。

13 個人住民税が非課税になるのはどのような場合ですか？

個人住民税が非課税になる方は以下の条件にあてはまる場合です。

給与支払報告書の内容と支払額の結果、②又は③のいずれかに該当している場合、その方は普通徴収（個人払い）が認められます。

- ① その年の1月1日時点で、生活保護法の規定による生活援助を受けている
- ② 障害者・未成年者・ひとり親・寡婦に該当する方で給与所得控除後の金額が135万円（給与支払額204万4千円未満）以下
- ③ 扶養等の人数により給与所得控除後の金額が下記の金額以下

本人のみ（控除対象配偶者、扶養親族なし）⇒38万円

扶養等あり

⇒28万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋16万8千円＋10万円

※ 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

参考

控除対象配偶者＋扶養親族数	給与所得控除後の金額	給与支払額
0人（本人のみ）	38万円以下	93万円以下
1人	82万8千円以下	137万8千円以下
2人	110万8千円以下	168万8千円以下
3人	138万8千円以下	210万円未満
4人	166万8千円以下	250万円未満

※ この金額は市町村によって異なります。

この金額は、「一つの事業所での給与支払額」が上記金額以下（未満）の場合です。個人住民税は、他に兼業している分の給与や農業、不動産等の所得を合せて税額を算定します。そのため、一つの事業所での給与支払額が上記の金額以下であっても、副収入の金額によっては、個人住民税が課税されます。

例 A事業所からの給与支払額：90万円 B事業所からの給与支払額：60万円
⇒ 扶養等がいなければ個人住民税は課税になります。

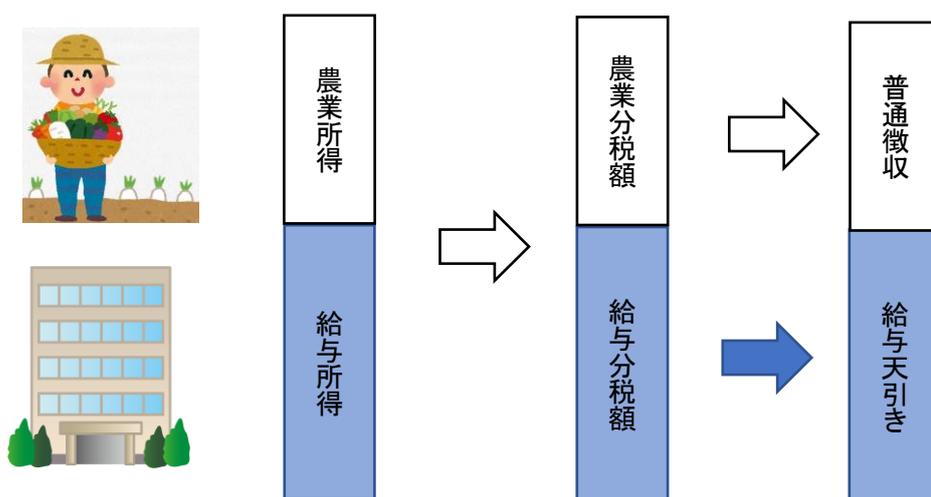
1.4 天引きしている従業員に普通徴収（個人払い）の納付書が届いた。なぜ納付書が届いたのですか？

次の理由が考えられます。

- ①確定申告（住民税申告）で給与（公的年金）以外の所得分の個人住民税を自分で納付することを希望している（17頁参照）。

確定申告と住民税申告では、給与や公的年金以外の所得分の個人住民税を自分で納付するか、給与から天引きするかを選択する項目があります。「自分で納付」の項目を選択された方については、農業や不動産などの所得分の個人住民税は普通徴収（個人払い）になります。

例：兼業農家の方が農業所得分を普通徴収（個人払い）にした場合



- ②65歳以上で公的年金を受け取っている（17頁参照）。

65歳以上で公的年金（厚生年金や国民年金）を受け取っている場合、その年金分の個人住民税は、原則として年金からの天引きとなります。

ただし、65歳になったばかりの方、その年に65歳になる方は、手続きの都合上、しばらくの間、普通徴収（個人払い）になってしまいます。

また、これまで年金天引きされていた方でも、転居や年度の途中での税額の変更等により、年金天引きが一時的にできなくなり、普通徴収（個人払い）になってしまうこともあります。

※ ご不明な点があれば、課税課までお問い合わせください。ただし、個人情報になりますので、その従業員本人から直接お問い合わせください。



お問合せ先

〒758-8555

山口県萩市大字江向510番地

萩市財務部課税課市民税係

電話 0838-25-3781 (直通)

FAX 0838-25-3053 (代表)